

東北運輸局長 殿

事業者住所  
事業者名  
代表者名

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃設定（変更）届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を設定（変更）したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第 16 条の 4 第 1 項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 設定（変更）しようとする運賃を適用する営業区域  
注）営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。

弘前交通圏

3. 設定（変更）しようとする運賃額等

注）公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

距離制運賃	（特大）	上限	B	C	D	E	下限	運賃
（時間距離併	（大型）	上限	B	C	D	E	下限	運賃
用制運賃を	（中型）	上限	B	C	D	下限		運賃
含む。）	（小型）	上限	B	C	D	下限		

※運賃区分のいずれかに○を付ける。

なお、「待料金」は時間距離併用制運賃と同額とする。

時間制運賃	（特大）	上限	B	C	D	E	下限	運賃	・	短縮
	（大型）	上限	B	C	D	E	下限	運賃	・	短縮
	（中型）	上限	B	C	D	下限		運賃	・	短縮
	（小型）	上限	B	C	D	下限			・	短縮

※運賃区分のいずれかに○を付ける。

加算時間の短縮を行う場合は、短縮に○を付ける。

4. 変更の場合は、その理由

令和元年 8 月 30 日付け公示第 30 号による公定幅運賃に変更するため。

5. 実施日

令和元年 10 月 1 日